

環 水 第 288 号
平成 26 年 3 月 17 日

各政令市保健所長 様
(遊泳用プール担当課扱い)

静岡県くらし・環境部環境局水利用課長

プール監視業務を外部委託する場合の警備業法との関係について

このことについては、平成 24 年 7 月 24 日付け当課事務連絡によりお知らせしているところですが、今般、別添写しのとおり静岡県警察本部生活安全部保安課長より通知がありましたので通知します。

ついては、立入監視等の機会をとらえて、関係者への周知をお願いします。

なお、本件に関する問い合わせについては、同課警備業担当に行われるよう申し添えます。

担 当 水 道 環 境 班
電話番号 054-221-3664

保 許 認 可 第 64 号

平 成 26 年 3 月 17 日

くらし・環境部環境局

水 利 用 課 長 様

静 岡 県 警 察 本 部

生 活 安 全 部 保 安 課 長

プール監視業務を外部委託する場合の警備業法との関係について

貴課におかれましては、平素から警察活動各般にわたり、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、プール監視業務につきましては、警察庁からプール監視業務は、警備業法第2条の規定により警備業務に該当するとの解釈が示されており、プール監視業務を有償で外部委託する場合には、警備業の認定を受けた業者に委託することが必要です。

このことについては、貴課におかれましても関係各機関に対し周知されていることと存じます。

年度が改まるこの時期、担当者等の人事異動も行われると予想されますので、改めて、プール監視業務を外部委託する場合は、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けている警備業者に委託する必要があることを関係各機関へ周知徹底されますようお願い申し上げます。

なお、プール監視業務を行う場合であっても、プール管理者の職員が自ら行う場合、無償でボランティア等が行う場合、指定管理者制度により指定を受けた業者の職員が自ら行う場合等は警備業の認定は必要ありませんので、ご了解ください。

参考として、「プール監視業務に関するQ & A」を添付します。

本件に関するお問い合わせは、次の連絡先までお願いします。

問い合わせ先

静岡県警察本部 保安課

TEL 054-271-0110 内線 711-3454



プール監視業務に関するQ & A

問 プール監視業務は、警備業務に当たるのですか？

答 他人との契約に基づき、特定の施設において、事故等の発生につながる情報を把握するための活動を行い、このような情報を把握した場合には、その発生を防止するために必要な措置を行い、事故等が発生した場合には、その被害の拡大を防止するために必要な措置をとることを行っている場合には、警備業務に当たります。このような業務を有償で行う場合には、警備業の認定を受けていることが必要です。

プール監視業務については、プールに沈んだまま浮かんでこない、異常に手足をばたつかせているといった事故の発生につながる情報を把握するための常時監視を行い、このような情報を把握した場合には、行為者に注意し又は救護に向かうことなどをその内容としているため、これを他人のために行っている場合には、警備業務に該当します。

問 プール監視を行う場合には必ず警備業の認定が必要なのですか？

答 プール監視業務を、他人から委託を受けて、有償で行う場合には、認定が必要です。次のような場合には、警備業の認定は必要ありません。

○ プール監視業務を、プール管理者の職員が自ら行う場合

例) 学校のプール監視を教師や事務員が行う場合、公園のプール監視を職員が行う場合等

○ プール監視業務を外部に委託しているが、ボランティアで行われる場合

例) 学校のプール監視をPTAの役員、NPO法人等がボランティアで行う場合等

○ プール監視業務を、指定管理者制度により指定を受けた者が行う場合

例) 公園のプール監視について指定管理者となった業者、NPO法人等が、監視員を採用して監視を行う場合等

問 プール管理者の職員が監視を行っても警備業務に当たらないのはなぜですか？

答 警備業法では、警備業務とは、「他人の需要に応じて行うものをいう」とされています。したがって、自然人が自己の施設を警戒する場合はもちろん、法人が自己の所有する施設について、その従業員に警戒させる場合も、「他人の需要に応じて行う」とはいえず、警備業務に該当しません。

問 水泳のインストラクターが水難救助を行うと警備業務に当たるのでしょうか？

答 本質的に事故の発生を警戒し、防止するという要素を含む業務を行うに当たって、一般的に必要とされる範囲内で事故等の発生を警戒し、防止する活動が行われる場合には、「他人の需要に応じて行う」とはいえず、警備業務には当たりません。

例えば、水泳のインストラクターが受講者の安全を確保する場合や学校行事を引率している教師が生徒が溺れるのを防止するために監視を行っている場合等は、自己の業務の内容として必要とされる範囲内で事故等を防止しているにすぎず、警備業務に該当しません。

問 プールの清掃業務や水質検査業務と一緒にプール監視業務を委託する場合はどうすればいいのでしょうか？

答 清掃業務等自体は警備業務には当たりませんが、これを警備業務である監視業務と一体の契約として委託する場合には、警備業の認定を受けた業者に委託する必要があります。なお、プール監視業務だけを切り離して委託すれば、清掃業務等について警備業の認定は不要です。

問 警備業の認定のない業者にプール監視を有償で委託するとどうなるのでしょうか？

答 警備業の認定を得ずに警備業務を行っていた業者は、警備業法違反として罰則の対象となり得ます。

問 罰則は委託した市町村でなく、委託された業者だと通達にありますが、委託する側にも責任はあると思うのですが、そちらに罰則はないのですか。

答 警備業法は、警備業について必要な規制を定める法律であり、顧客（発注者）側に対する規制はありません。

問 プール管理者や「指定管理者」で業者が監視を行う場合も、監視員に必要な知識は、委託業者と変わらないと思うが、警備業の認定が必要でないのはどうしてでしょうか。

答 警備業法の規制を受ける「警備業務」とは、同法第2条第1項各号に該当する業務であって、他人の需要に応じて委託を受けて行うものをいいます。

プール管理者又はその従業員が施設を警戒する場合は、他人の需要に応じて委託を受けて行うとはいえず、「警備業務」には該当しないため、認定の必要はありません。